

第26号議案

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例

島根県核燃料税条例（平成26年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「発電事業に」を「運転及び廃止に係る事業に」に改め、同項第1号中「発電用原子炉」の次に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画（以下「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係るものを除く。）」を加え、同項第2号中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改め、同条第2項第1号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改め、同条第3項中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改める。

第5条第2項第1号中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受けた場合（次号の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する同項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置計画の認可を受けた場合 開始日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

第7条第2項中「41,100円」を「40,600円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合における出力割の税率は、前項の規定にかかわらず、その廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以後においては、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、63,000円とする。

附則第2項及び第4項中「発電事業」を「運転及び廃止に係る事業」に改める。

附則第5項及び第6項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画に係る発電用原子炉の設置者以外の者で、この条例の施行の際現に出力割の納税義務者であるものが発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課する出力割の税率については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）からその者が運転及び廃止に係る事業を行うために設置した発電用原子炉のいずれかについて廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までの間は、この条例による改正後の島根県核燃料税条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用を受ける者が、改正後の条例第5条第1項各号に掲げる各期間の中途において、その者が運転及び廃止に係る事業を行うために設置した発電用原子炉のいずれかについて廃止措置計画の認可を受けた場合には、同条

各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を一の課税期間とみなす。

(1) 発電用原子炉が当該廃止措置計画の認可を受けた原子炉等規制法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画に係るものである場合 改正後の条例第5条第2項第2号に定める期間

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する改正後の条例第5条第1項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期間の末日まで

4 この条例の施行の際現に廃止措置計画の認可を受けた原子炉等規制法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画（第1号において「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係る発電用原子炉の設置者であるものが発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課する出力割の課税期間については、改正後の条例第5条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を一の課税期間とみなす。

(1) 発電用原子炉が当該認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合 施行日（当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあっては、施行日の属する月の翌月の初日）から改正後の条例第5条各項に規定する期間の末日まで

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のア及びイに掲げるそれぞれの期間
ア 改正後の条例第5条各項に規定する期間の初日から施行日の前日まで
イ 施行日（当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあっては、施行日の属する月の翌月の初日）から改正後の条例第5条各項に規定する期間の末日まで

5 前項第2号アに規定する課税期間が3月に満たない場合における改正後の条例第6条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。ただし、前項の廃止措置計画の認可を受けた日の属する月が施行日の属する月である場合にあっては、この限りでない。

6 附則第4項第2号アの規定の適用を受ける出力割の納税義務者についての改正後の条例第9条第2項及び第12条の規定の適用については、同項中「課税期間の末日」とあるのは「課税期間の末日（島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第 号）附則第4項第2号アに規定する課税期間に係るものにあつては、同号イに定める期間の末日）」と、「当該課税期間」とあるのは「当該課税期間（同号アに規定する課税期間に係るものにあつては、同号アに規定する課税期間）」と、同条中「この条例に基づく規則」とあるのは「この条例に基づく規則の規定」と、「これらの条例に基づく規則」とあるのは「これらの条例に基づく規則の規定（島根県核燃料税条例第9条第2項の規定にあつては、島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第 号）附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。